

社会福祉法人のあり方を問う



この4月から介護報酬は9年ぶりに切り下げられる。収支状態を踏まえた改定だが、今回は社会福祉法人の「内部留保」問題が複雑にからみあった。

特養とデイを焦点に

介護報酬は1%分で約1000億円（租税520億円、保険料410億円、利用料70億円）にあたる。

今回は、サービス単価が4・48%引き下げられ、逆に介護職員の賃上げ原資で1・65%、認知症対応の手厚い小規模事業所等へ0・56%が上乘せされる。差し引き2・27%のマイナス改定になった（個別報酬は2月決定）。

3年ごとの報酬改定は、経営実態調査が主な判断材料にされる。昨年の調査で全サービス21種類のうち16種類の収支差は5%以上で「安定的な経営水準」（厚生労働省）とみられた。

とりわけ特別養護老人ホームは8・7%、デイサービス10・6%と好調だった。一方で地域包括ケア体制に欠かせな

い「24時間対応の訪問介護・看護」は0・9%で苦しい。訪問・通所・宿泊を兼ねた「小規模多機能居宅介護」も6・1%で新規参入が進まない。

社会福祉法人運営が総数の9割強を占める特養ホームは、収支差だけでなく、規制改革会議や財務省から「内部留保」の多さを指摘され、法人の是非を含む議論になった。

「内部留保」は3億円？

社会福祉法人は、1951（昭和26）年の社会福祉事業法（現・社会福祉法）に基づいて創設された。「非営利」や「公共性」を条件に税制優遇（法人税、固定資産税の原則非課税）や補助金交付の特典を得る。当然ながら利益配当は認められず、解散時は国庫への返納等を義務付けられる（[図参照](#)）。

2000年度の介護保険制度施行で、在宅分野には営利団体が全面参入した。施設分野の特養ホームは「儲からないと撤退されては困る」等の理由で企業等の運営は認められていない。しかし、有料

老人ホームは特養ホームと同じようなサービスを提供している。

「なぜ社会福祉法人は優遇されるのか」との声が強まるのも無理はない。

財務省調査では特養ホームの内部留保は1施設当たり全国平均約3.2億円(2013年度)。ただし、厚労省による「内部留保」の定義を踏まえ、「発生源内部留保」(次期繰越活動収支差額、積立金

法人の特徴		
	社会福祉法人	株式会社
出資への持ち分権	財産の持ち分なし	持ち分あり
剰余金の分配	剰余金は、すべて社会福祉事業、地域の福祉事業に充てる	株主は、剰余金の配当を受ける権利あり
残余財産	他の社会福祉法人へ委譲、あるいは国庫へ返納	株主は、残余財産の分配を受ける権利あり
法人のコントロール機関	理事会および地域の代表者が参画する評議会、所轄官庁の指導・監督	株主総会

等)は約3.2億円だが、「実在内部留保」(いわば「資金留保」、流動負債や退職引当金を差し引いた現預金)は約1.6億円だった。地域差は大きく、最高の奈良県は資金留保で4.1億円、最低の長野県は1億円を切る。

平均1.6億円も自由に使える資金ではなく、施設・設備の更新に備える減価償却費や2カ月遅れの報酬支払いを埋める運転資金も含まれる。

社会福祉法人運営の各種サービスは高齢者介護から保育、障害者、地域福祉(社会福祉協議会)など多岐にわたり、総数1万9636法人(2013年度)に上る。それぞれに留保額の分析・評価が必要になる。

余裕資金を地域貢献へ

厚労省の「社会福祉法人の在り方等検討会」は、内部留保から事業継続用財産や運転資金等を差し引いた「余裕財産」を地域公益活動に使うように提言した(2014年6月)。

確かに問題は、むしろ「公共性」「公益性」にふさわしい運営と活動をしている

かどうか、である。

たとえば、社会福祉法人の責務である生活困窮者への介護サービス利用料軽減を未実施の法人が2割強、財務諸表の未公表1割強、公表はするもののホームページ掲載3割程度(厚労省調査)。これでは存在意義を問われる。

一方、特養ホームを在宅介護の支援拠点にしたり、特養ホーム等の施設が資金を出し合って生活困窮者を支えたり、地域で頼りにされる法人も数多い。

医療分野では、すでに「社会医療法人」が創設された。救急・災害・僻地・周産期・小児医療を担う病院、診療所は法人税・固定資産税を免除され、病院債の発行も認められる(適用2011法人、2013年度当初)。

社会福祉法人による地域貢献が進まないなら、地域に必須の福祉事業を定め、それを担う場合は優遇対象にする仕掛けが待ち受けるだろう。

■宮武 剛(みやたけ こと)

毎日新聞社・論説副委員長、埼玉県立大学、目白大学の教授を経て、目白大学生涯福祉研究所・客員教授、厚生労働省「社会保障審議会」委員、財務省「財政制度等審議会」委員やNPO「福祉フォーラムジャパン」会長も務める。